

公立大学法人青森公立大学財務委員会規程

平成21年4月1日

規程第12号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 平成31年 3月規程第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学財務委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公立大学法人青森公立大学定款第18条に規定する理事会の議決事項のうち、同条第3号（役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員の給与及び退職手当の支給の基準に係るものに限る。）及び第4号に掲げるものについて、あらかじめ問題を整理及び調整するため、理事会の下に公立大学法人青森公立大学財務委員会（以下「財務委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 財務委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 財務計画案の策定に関する事項
- (2) 予算編成方針案及び予算案の策定に関する事項
- (3) 決算案（中間決算案を含む。）に関する事項
- (4) その他法人の財務に関する事項

(組織)

第4条 財務委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 事務局長
 - (4) 教育研究審議会委員の職にある者1名
 - (5) 経営審議会委員の職にある者1名
- 2 前項第4号及び第5号に掲げる委員は、それぞれ当該審議会において選出する。
- 3 第1項第4号及び5号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 財務委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、財務委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代

理する。

(会議)

第6条 財務委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 財務委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 財務委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 財務委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を財務委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第8条 委員長は議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録及び財務委員会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成21年規程第28号）に定める不開示情報及び財務委員会が開示とすることが妥当であると決したときは、その全部または一部を非公開とすることができる。

(事務)

第9条 財務委員会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務委員会の運営に関し必要な事項は、財務委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第3号）

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。